

令和2年度補正予算

外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業 Q&A

総論

Q1 1次公募と2次公募では、事業内容や採択基準等は異なるのでしょうか。

A1 2次公募については、1次公募において予算残が生じたことによる再公募であることから、各種基準（時期等を含む）に変更はありません。また、直近3ヵ月間の売上げ等の考え方も、令和2年3月～5月を基準とします。

Q2 インバウンドによる売上げの実態がない事業者の場合は、当事業の対象となりますか。

A2 補助対象外となります。事業応募等の要件については、実施要領を十分にご確認の上、応募をご検討ください。また、申請をご検討の全ての設備の導入・改装等（以下、整備とする）を補助対象とするものではなく、整備後において、整備前と比較し「新型コロナウイルス対策を含む衛生管理の徹底・改善に資するもの」に限ります。（インバウンドによる売上げの考え方については、Q24・Q25をご参照ください。）

事業実施主体及び事業実施者

Q3 本事業は、どのような店舗が対象でしょうか。

A3 本事業の対象は、飲食店です。宿泊施設（ホテル、旅館等）や観光施設の直営、テナントのレストラン等は、不特定多数の利用者がある場合は対象となります。ただし、宿泊客等の特定の者のみに食事を提供する場合（部屋食（休憩を含む）等）は対象外となります。中食事業者は含みません。

Q4 事業実施者の規模要件はありますか。

A4 事業者の規模要件は設けていません。
なお、客席数が50席以上であれば、配分基準が高ポイントとなります。（50席以上：5ポイント、30席以上：3ポイント、30席以下：1ポイント）
※事業規模が審査結果において、採択を保障するものではありません。

Q5 個人事業者は対象でしょうか。

A5 個人事業者も対象となります。（要領第2の2（1）アの民間事業者に該当）

Q6 申請は、事業所1店舗単位でしょうか。また、複数都道府県にまたがってチェーン展開している事業者は複数都道府県分をまとめて申請することは可能でしょうか。それともそれぞれの都道府県で申請するのでしょうか。

A6 申請にあっては、事業所1店舗単位でも事業者が同一都道府県内の複数の事業所分を取りまとめて一括申請することも可能です。ただし、交付額の上限は1事業実施者あた

り 1,000 万円です。(交付額の下限は 25 万円 (交付対象事業費で 50 万円以上) です。)

複数都道府県まとめた申請はできませんが、チェーン展開している事業者が、それぞれの都道府県で申請することが可能です。(この場合、交付額の上限は、1 事業者 1 都道府県あたり 1,000 万円です。)

Q7 なぜ事業実施主体を都道府県としているのでしょうか。

A7 食における取組は地方の観光需要の目玉となる場合が多く、インバウンド需要の回復は地域経済の回復のために重要な役割を担います。今般の支援対象となる飲食店は、地域に密接している事業者も多く存在し、都道府県における経済活動の再活性化に大きく貢献するものと想定されることから、都道府県を経由した事業としています。

補助対象経費、事業の内容等

Q8 モニタリング・検査費用、コンサル費用は、設備導入前・導入後のいずれも対象でしょうか。

A8 構いません。ただし、交付決定前に発生した費用は補助対象外です。

Q9 コンサルティングに係る費用とは、具体的にはどのようなコンサルティングが対象でしょうか。

A9 事業実施計画に基づき衛生管理の徹底・改善を図るために効果的な設備導入及び業態転換に向けた調査・検討を行うためのコンサルティング等が該当します。

Q10 既存設備等の撤去・移設に係る費用は対象でしょうか。

A10 「衛生管理の改善を図るための設備導入」及び「業態転換を図るための改装」に伴う既存設備等の撤去・移設に係る費用は対象となります。ただし、事業内容の趣旨から逸脱するものについては、対象外となりますので、判断を迷われる場合はご相談ください。

Q11 第 3 1 (1) 衛生管理の改善を図るための設備導入の対象・対象外となる設備・機器を教えてください。

A11 パーテーション、換気能力のある空調機器、手洗い器、次亜塩素酸水生成器 (物品等を洗浄する液体生成機) などが対象です。なお、いずれも固定され、店舗外に持ち運びができないものが対象です。

一方、エアコン (換気機能のないもの、換気機器と連携機能がないもの)、サーキュレーター、シーリングファン、空気清浄機 (空間除菌)、抗菌塗装、モバイルオーダーシステムのソフトウェアや汎用性のあるタブレットなどは対象外です。

判断を迷われる場合や個別のお問い合わせについては、都道府県窓口までご相談ください。

Q12 マスク、ビニール手袋、アルコール消毒液などは対象でしょうか。

A12 消耗品は対象になりません。

Q13 第3 1 (2) 業態転換を図るための改装の対象・対象外となるものを教えてください。

A13 ビュッフェスタイルから一般的な提供スタイル、テイクアウト対応、テラス席の整備（(建物等施設の建設を除く)別表参照）などが対象です。改装に伴い、衛生管理の向上に繋がる機器・設備の購入は対象ですが、看板や服飾品の類は対象外です。
一方、単に業種転換（例えば、居酒屋、しゃぶしゃぶ店から寿司屋など）を行う場合の改装（及び機器の購入）、新規開店と解される改装は対象外です。
判断を迷われる場合や個別のお問い合わせについては、都道府県窓口までご相談ください。

Q14 交付対象経費について、ドライブスルー販売を行うための店舗敷地出入口、駐車場の改修、配達車両も対象でしょうか。

A14 対象になりません。ドライブスルーについては、店舗内の改修（例：商品を手渡すための窓の設置等）は対象となります。

Q15 交付決定前に着工は可能でしょうか。

A15 交付前着工は、いかなる理由があっても認められません。書類の提出から、割当内示、交付決定、事業費の支払い等の具体的な流れについては十分に理解をした上での申請をお願いします。上記については、管轄の都道府県によって異なりますので、必ず窓口を確認をお願いします。

Q16 持続化給付金ではなく、地方自治体の予算等により措置された補助金も要領第3の4「その他収入を増加させる補助金」に該当するのでしょうか。

A16 単純に収入を増加させる補助金等（使途制限のないものに限る）の支援を受ける場合は、該当します。

Q17 「要領第3の4 補助金の減額」のうち、「昨年度」の示す期間はいつでしょうか。

A17 事業者の会計上の年度期間（ない場合は任意でも可）で問題ありません。（例：4月～3月、1月～12月）また、持続化給付金を受領した月の前年同月を含んでください。

Q18 「要領第5の成果目標」のうち、「インバウンドの来店客及び売上額の増加率はどのように示せば良いのでしょうか。

A18 現状は2019年3月期以前の来店客数、売上額を記入し、目標値からそれぞれの増加率を算出し記載してください。なお、別紙様式第1号2(3)又は(4)において、「達成に向けた具体的な方法・その確認方法」について記述してください。インバウンド客の確認方法としては、例えば予約台帳、アンケート調査、POSレジ等の事業者が確認できる手法で結構です。

Q19 要望調査に申込みをすれば、必ず採択されるのでしょうか。

A19 予算に限りがあり、審査がございます。(申請したすべての事業者様、申請した全ての内容が支援を受けられるわけではなく、採択されない場合もございます。)

事業の採択基準

Q20 新規に開店した場合は交付の対象でしょうか。

A20 交付対象外となります。2019年3月までに開業している必要があります。

Q21 直近3ヵ月の売上げや前年同期の売上げの考え方はどのようにすればよいでしょうか。

A21 要領第6の1「採択基準」(1)に示している「直近3ヵ月間の売上げが前年同期比に比べて10%以上減少しており」と明記しております。今回の公募についても、前年及び今年5月までの3ヵ月間の売上げを示すデータを提出する必要があります。(直近3ヵ月の月間売上げは令和2年3月～5月とします。)

Q22 事業継続計画(BCP)について、農林水産省が公表している「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」の4つの項目をどの程度含めれば良いのでしょうか。

A22 BCPの記載例を参照ください。同記載例をベースに、店舗の状況に応じて適宜修正したものをご提出ください。(要領内の添付書類(1)⑩関係)

Q23 採択基準のBCPの策定は、いつまで策定しなければならないのでしょうか。

A23 採択基準となっていることから、要望調査の際にはBCPの添付をお願いします。

Q24 採択基準の「事業実施店舗において売上が10%以上減少しており、かつ、その主たる原因がインバウンドの減少によるもの」となっているが、減少額のうち10%を超える部分についてもその過半がインバウンドの減少によるものであることが必要でしょうか。

A24 採択基準は、一定以上のインバウンド減少による影響を受けていることを確認するものであり、日本人客の減少が採択の妨げになることを意図したものではありません。採択基準の確認に当たっては、売上減少率の最低ラインである10%の過半、すなわち売上げの5%以上の減少がインバウンドの減少によるものであることを示すことが要件となります。(例えば、売上が80%減少した店舗において40%以上がインバウンドの減少によるものであることを求めるものではありません。)

Q25 インバウンド売上の減少を自社データで示せない場合は対象外でしょうか。

A25 全国ベースでは、直近3ヶ月(3～5月)の訪日観光客の減少による飲食費の減少は飲食店の売上げの5%を超えるものと推計されます(注)。これを用いて推計することも可能とします。(ただし、自社データによらずに推計する場合、採択要件は満たすものの、当該項目の配点は低くなります)。

(注：飲食店の年間売上額が約19.3兆円、訪日外国人客の飲食費1.04兆円、訪日外国

人客の減少率（3月は-93%であり、3～5月平均は-95%程度と推計される）、という状況を踏まえると、全国のインバウンド売上の増減率は $(1.04 \text{ 兆円} \times 3/12 \times -0.95) / (19.3 \text{ 兆円} \times 3/12) = -5.1\%$

Q26 要領第6の1の(4)「一般的な衛生管理を着実に実施する体制を有しており、かつ新型コロナウイルス感染症リスクの低減に向けた店舗運営の自主ルール・マニュアル等を定めていること。」に対しては、どのように対応すれば良いのでしょうか。(添付書類(1)⑪関係)

A26 一般社団法人日本フードサービス協会が作成した、「外食業事業継続のためのガイドライン」を参考に、店舗の実情に応じて適宜修正して作成してください。
<<http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>>

Q27 複数店舗1申請の場合について、採択は、実際に事業を実施する事業所(事業実施店舗)ごとになるのでしょうか。

A27 採択は、店舗ごとでなく、事業者ごととなります。ただし、採択基準は事業実施店舗ごとに満たす必要があります。(財務状況については、事業実施店舗ではなく事業者ごとに判断します。)

Q28 複数店舗1申請の場合について、各種様式の提出は、実際に事業を実施する事業所(事業実施店舗)ごとに必要でしょうか。

A28 複数店舗の場合、原則店舗ごとの様式の提出が必要です。一方、様式2の1(1)事業実施者等の概要など取りまとめが可能な項目がある場合に限り、項目ごとに1枚・複数枚の選択が可能です。

配分基準

Q29 現在の業態上の課題が解消することを定量的に示すとはどうすれば良いのでしょうか。

A29 ビックフェスタイルの衛生改善等やテイクアウト・デリバリ方式の追加等により、共有物接触回数の減少、接客機会の低減、売上げ比率の変化、衛生状態の改善(ATP検査等)などが例としてあげられると思います。

Q30 食品安全に係る認証はどのようなものが認められるのでしょうか。

A30 自治体 HACCP、ISO22000、JFS 認証等が該当します。判断に迷われる場合は、ご相談ください。こちらもご参照ください。
<<https://haccp.shokusan.or.jp/rules/>>

Q31 ポイントが上位の事業実施計画から順に配分されるとありますが、同じポイントが複数あった場合はどう配分されるのでしょうか。

A31 予算の範囲内において、都道府県ポイントの高い順に配分する予定です。都道府県ポイントでも差がつかない場合には、インバウンドによる売上減少の影響、店舗（客席数）の規模の合計点が高い事業に配分を行う予定です。

Q32 複数店舗1申請の場合、配分基準（別記様式1の5）の提出は、実際に事業を実施する事業所（事業実施店舗）ごとに必要でしょうか。

A32 配分基準は、①店舗ごとの様式（店舗数分）と、②平均点を記載した様式（1枚）を提出する必要があります。なお、上部の空欄に、店舗名を取りまとめるなどそれらがわかるよう記載をお願いします。

財産管理及び財産処分の制限について

Q33 本事業で整備した設備はいつまで保有する必要がありますか。

A33 本事業にあっても整備した設備（1件あたりの取得価格が50万円以上に限る）等は補助金等に係る予算の執行の適正化に法律の適用を受け、財産管理台帳の整備し、適切に管理する必要があります。保有期間にあっては、農林畜水産業関係補助金等交付規則に準拠します。保有期間内に処分する場合は交付決定者の承認が必要になります。また、50万円以下の物品についても所有権を明確にし、適正に管理するようお願いいたします。

その他

Q34 実際に事業費の支払われるタイミングはどうなりますか。

A34 都道府県の規定により異なります。通常は精算払いとなりますので、事業終了近くの年度末の遅い時期等になることが想定されます。そのため、申請の前段階において、実費で設備整備や器材の購入が必要となるなど事業資金等の計画を十分精査し、申請の可否等を決める必要があります。詳細は都道府県窓口にお問い合わせください。

Q35 別記様式1の（添付様式）は、個人事業主（法人等でないケース）、複数店舗の場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A35 個人事業主のうち、①定款がない場合は、会社概要の提出により代替が可能です。②登記簿事項証明書がない場合は、所得税法に基づく「個人事業の開業・廃業届出書」、食品衛生法に基づく「営業許可」のいずれかのコピーで代替が可能です。

Q36 申請に関する書類については、修正が必要な場合があるのでしょうか。

A36 要望調査等の申請に関する書類は、事業実施主体である都道府県の担当者が本事業趣旨に合致するのかが審査する必要があります。このため、採択基準を満たさない場合、補助対象外となる機器や設備等もありますので、都道府県担当者の指示に従って、書類の修正・再提出等を行ってください。都道府県の担当者の指示に従わない場合や、種々の要因で書類の提出が遅延する場合等本事業の審査等にご協力頂けない状況と判断した場合については、一切の審査を取りやめる（申請として無効とする）場合がございますのでご承知おきください。

別表 補助対象経費への適否参考の一例

補助対象となるものは、「新型コロナウイルス対策を含む衛生管理の徹底・改善に資するもの」に限ります。

ご不明な点、個別のご質問については、都道府県窓口までお問合せください。

経費内容	適否
ビュッフェスタイル内の改修(衛生器材の整備含む)	○
固定された椅子、テーブルの改修(1人当たりの間隔拡大のための改修) (椅子、テーブルの購入費用は対象外)	○
隣の席との仕切りの導入(固定式、持出困難なもの)	○
調理場の衛生器材(殺菌保管庫等)の設置	○
空調・排気設備の改修・設置 (吸排気機能を有し、換気能力の向上に資するものに限る) (設置に伴う外装工事含む) (温度調整機能、空気を攪拌する機能のみの設備・機器は対象外)	○
テイクアウトや宅配業者への手渡し用の入り口や窓の設置 (テイクアウトを始める際の衛生管理向上の機器・設備の向上を含む)	○
手洗い・手指消毒設備等(病原体等を拡散しないもの)の導入	○
次亜塩素酸水生成器(物品等を洗浄する液体生成機に限る)	○
次亜塩素酸水による噴霧装置・空間除菌システム	×
空間除菌システム(例:プラズマクラスター、ジアイーノ等)の設置	×
キッチンカーの導入	×
新築、増築(増設)にあたるもの	×
ドライブスルーの商品受け渡し窓の設置	○
ドライブスルー設備(スピーカー、マイク含む)の設置	×
ドライブスルーのための道路整備	×
駐車場整備	×
事前券売機、事前注文機器等(料理提供以外で人のとの面会を伴わないもの) の設置及び設置に伴う改修(ソフトウェアや汎用性のあるタブレット(容易に持 出が可能なもの)は対象外)	○

衛生設備に係る消耗品(消毒用アルコール、ハンドソープ等)	×
顧客に提供する衛生関係消耗品(消毒用アルコール関連、ウェットティッシュ等)	×